
プロジェクト **企業結合 — 開示、のれん及び減損**

項目 **IASB 公開草案「企業結合 — 開示、のれん及び減損（IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号の修正案）」への対応**

本資料の目的

1. 国際会計基準審議会（IASB）は、2024 年 3 月 14 日に公開草案「企業結合 — 開示、のれん及び減損（IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号の修正案）」（以下「ED」という。）を公表している（コメント期限：2024 年 7 月 15 日）¹。本資料は ED への対応について、コメント・レターの表紙で記述する総論に関する主な ASBJ 事務局の気付事項についてご意見をいただくことを目的としている。
2. なお、ED の個別の質問事項に対する気付事項は、次回以降の企業会計基準委員会及び ASAF 対応専門委員会で審議することを予定している。

ED の提案の経緯及び ASBJ のこれまでの対応

3. ED では、2013 年から 2014 年に実施された IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）に関する適用後レビュー（PIR）への対応が意図されており、冒頭で、ED の提案に関連する PIR の主な発見事項として次の 2 点が示されている。
 - (1) 財務諸表利用者（以下「利用者」という。）は、企業結合の業績を評価するのに役立つより良い情報を必要としている。一部の利用者は、IAS 第 36 号「資産の減損」（以下「IAS 第 36 号」という。）におけるのれんを含んだ資金生成単位（CGU）の減損テストによって提供される情報を、企業結合の成功度を評価するための代理情報として使用している。例えば、一部の利用者は、減損損失の認識を企業結合が成功ではなかったことの確認と解釈していると述べた。
 - (2) のれんを含んだ CGU の減損テストは複雑で時間とコストを要し、減損損失が認識されるのが遅すぎる場合がある（すなわち、減損が発生するのと減損損失が財務諸表に認識されるのとの間に遅延があるように見える。）。

¹ <https://www.ifrs.org/projects/work-plan/goodwill-and-impairment/exposure-draft-and-cl-bcdgi/>

4. 前項の PIR の発見事項について、IASB は 2020 年 3 月にディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」（以下「DP」という。）を公表し、次の対応を行っている。

(1) 発見事項の(1)への対応として、ED で提案されている「企業結合の業績に関する情報」と同様の開示を提案している。

「企業結合の業績に関する情報」は、企業の取得日における主要目的及び関連する目標並びにそれらの主要目的及び関連する目標がその後の期間において満たされているかどうかに関する情報である。

(2) 発見事項(2)については、のれんに係る費用認識の遅れに対応するため、のれんに焦点を当てた減損テストの開発に取り組んだが、芳しい成果はなく、合理的なコストで IAS 第 36 号における減損テストよりも著しく有効性の高い異なる減損テストの設計はできないとの予備的見解を示した。また、これに関連して、のれんの償却の再導入の可能性も検討したが、現行の減損のみのアプローチと比較検討を行い、のれんの償却を再導入しないことを予備的見解とした。

5. 前項の DP での対応について、ASBJ のコメント・レターでは、主に次の点をコメントした。

(1) 企業結合の業績に関する情報の開示について次の理由から反対した。

① 利用者と作成者との間で意見の隔たりが大きく、監査人からも財務諸表の境界の不明確さや監査可能性に関する指摘がある中で、関係者が実行可能で納得可能な開示要求のセットが提案されていないこと。

② 当該開示に焦点が当たることで、のれんの会計処理の課題への焦点が曖昧になること。

③ 財務諸表の注記とする根拠が十分でないこと。

(2) のれんの償却の再導入について、次の理由から検討を進めることを提案した。

① のれんは耐用年数が有限の減耗性資産であると考えられ、償却はのれんの費消を反映する。取得後に稼得する収益に対応して支払コストである償却費用を各期の純損益に反映させることで財務諸表利用者に取得後の成果に係る有用な情報を提供すると考えられること。

- ② のれんに係る費用認識の遅れに対応できること。IASBはこれまで様々な検討を行ったが、合理的なコストでこの課題を解決するアプローチに至っていない。
- ③ 減損のみのアプローチの長年の適用を経て、減損モデルのシールドディング効果が IFRS 第 3 号の開発時の想定よりも深刻であったことが明らかになったと考えられること。

ED での提案

- 6. IASBはDPに寄せられたフィードバックを踏まえて再検討を行い、EDで次を提案している。

(企業結合の業績に関する情報の開示)

- (1) EDでは、経営者が企業結合の業績についてモニタリングする情報を開示するとの基本的な設計はDPから変化していない。その一方で、開示対象を「戦略的な企業結合」に限定することとされている。また、当該開示は商業的な機密の開示にあたる可能性があるとの懸念や、将来予測的な情報の開示により企業を訴訟リスクに晒す可能性があるとの懸念が寄せられたことから、一定の状況において開示の免除を認めることが提案されている。

なお、財務諸表で注記するとのDPの提案については、開示が提案される情報は企業結合の取得価格に関する情報を提供し、当該取得価格は企業結合で取得した資産及び負債の認識を通じて財務諸表に反映されることから、財務諸表の注記の役割を果たすとされ、提案は維持されている。

(のれんを含んだCGUの減損テスト、のれんの償却の再導入)

- (2) のれんを含んだCGUの減損テストについては、一部の関係者が、合理的なコストでIAS第36号における減損テストよりも著しく有効性の高い異なる減損テストの設計はできないとの予備的見解に反対し、代替案を示した。その中で、企業がのれんをCGUにどのように配分するかを明確化する、のれんを含んだCGU(又は複数のCGUのグループ)が含まれている報告セグメントを開示する等の対応が提案されている。

なお、のれんの償却の再導入については、回答者の回答が拮抗しており、のれんの耐用年数の見積りの実行可能性、移行コスト等に関する追加調査が

行われたが、現行の減損のみのアプローチを変更する説得力のある論拠はないとされ、DPの予備的見解が維持されている。

ASBJ事務局の気付事項

7. DPに対するASBJのコメント・レターでの指摘及びEDの提案に至る検討過程を踏まえると、総論としてIASBに伝える主なメッセージには、これまでと同様に、企業結合の業績に関する情報の開示の提案に対するものと、のれんの償却の再導入に関するものを含めることになると考えられる。また、これまでの企業会計基準委員会及びASAF対応専門委員会では、シナジーに関する定量的な情報の開示に対する懸念も聞かれており、それについても主なメッセージに含めることが考えられる。それぞれに対するASBJ事務局の気付事項は次のとおりである。

(企業結合の業績に関する情報の開示)

- (1) EDでは、企業結合の業績に関する情報については、財務諸表に注記することを要求できるとしており、当該情報は企業結合の取得価格に関する情報を提供すると論拠を示している。この点、取得価格に関する情報は有用性があり、財務諸表に含まれる性質の情報の可能性はあるものの、経営者の企業結合への期待や想定とセットで提供される方が利用者の理解に役立つと考えられる。こうした企業結合への期待や想定は、企業の事業戦略の説明の一環として財務諸表外で開示されることが一般的であり、取得価格に関する情報もそれに寄せて財務諸表外で開示することが相応しいと考える。

(のれんの償却の再導入)

- (2) のれんの償却の再導入が提案されなかったことを残念に思う。
- (3) のれんの償却を再導入しないとの決定はPIRの文脈で行われたとされ、のれんを含んだCGUの減損テストの枠組みは基本的に維持されている。この結果、減損テストにおけるシールドイング効果の課題は残り続け、PIRで識別されたのれんに係る費用認識の遅れの課題は解消されないと考える。この点、EDでは、減損テストについて一定の有効性の改善が提案されているが、現行の取扱いの明確化に留まり、本質的な解決につながらないと考える。現在ものれんの残高が積み上がり続けており、財務諸表の有用性（特に、財政状態計算書の有用性）がさらに低下していく可能性があることを懸念する。

- (4) ED のとおり、IASB が現行の減損のみのアプローチを維持するとしても、そのアプローチの下での論理の一貫性については確認する必要があると考える。のれんの代表的な要素であるシナジーについて持続期間の開示を提案しているが、これはのれんの耐用年数が、通常は見積可能であることを想定していると考えられ、のれんの償却を再導入しない論拠と整合していないように見える。

(シナジーに関する定量的情報の開示)

- (5) シナジーに関する定量的な情報を財務諸表の注記とする場合には、シナジーの範囲と見積りの基礎の合理性を検討する必要があり、内部情報として留めておく場合よりもコストを要する。このため、情報ニーズとのバランスを考慮し、定性的な説明を要求する重要性のある企業結合よりも対象を絞る可能性や、シナジーの範囲について説明を追加することを検討すべきと考える。

ディスカッション・ポイント

ASBJ 事務局の気付事項についてご質問やご意見があればいただきたい。

以 上